



島根県報

平成23年5月31日（火）

第2,294号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による施術機関の指定	(")	4
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(")	4
補助金等交付規則第3条の規定により平成23年9月までにおける施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	(青 少 年 家 庭 課)	5
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	5

【公 告】

危険物取扱者保安講習の実施	(消 防 防 災 課)	6
---------------	-------------	---

【漁調委指示】

延縄漁業の操業の制限		7
------------	--	---

【正 誤】

平成23年5月10日付け島根県報第2,288号中	(森 林 整 備 課)	8
平成23年5月17日付け島根県報第2,290号中	(")	8

告 示**島根県告示第395号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
おむら歯科医院	益田市駅前町31-24	平成23年 5 月 2 日

島根県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
比津が丘まつい薬局	有限会社 パワーファーマシー 比津が丘薬局	松江市比津町472-1	平成23年 2 月 1 日

島根県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
南外科医院	松江市北田町62-3	平成23年 3 月 31 日
角医院	出雲市渡橋町920番地 1	平成23年 4 月 1 日
奥田小児科医院	益田市あけぼの東町 7-14	平成23年 3 月 25 日
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96番地 1	平成23年 4 月 1 日
仁寿診療所	邑智郡川本町大字川本376番地 4	平成23年 4 月 1 日
小村歯科医院	益田市駅前町31-24	平成23年 5 月 2 日
昭和歯科医院	松江市宍道町昭和203-3	平成23年 3 月 31 日
人見歯科医院	松江市白瀧本町74	平成23年 4 月 1 日
調剤薬局くすりのファミリア浜田店	浜田市黒川町3733-35	平成23年 2 月 28 日

島根県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとお

り指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
村野 健児	益田市下本郷町 61-1	訪問看護	村野医院	益田市下本郷町 61-1	平成23年 3 月 1 日
村野 健児	益田市下本郷町 61-1	介護予防訪問看護	村野医院	益田市下本郷町 61-1	平成23年 3 月 1 日
社会福祉法人 おおなん福祉会	邑智郡邑南町上 亀谷2180番2	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームこもれば	邑智郡邑南町上 亀谷2180番1	平成23年 4 月 1 日
社会福祉法人 おおなん福祉会	邑智郡邑南町上 亀谷2180番2	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームこもれば	邑智郡邑南町上 亀谷2180番1	平成23年 4 月 1 日
有限会社 もも薬局	出雲市大島町21 -4	居宅療養管理指導	もも薬局	出雲市大島町21 -4	平成23年 6 月 1 日
有限会社 もも薬局	出雲市大島町21 -4	介護予防居宅療養管理指導	もも薬局	出雲市大島町21 -4	平成23年 6 月 1 日
株式会社 ジュンテンドー	益田市下本郷町 206番地5	居宅療養管理指導	順天堂薬局サンデーズ江津店	江津市嘉久志町 2425-19	平成23年 5 月 1 日
株式会社 ジュンテンドー	益田市下本郷町 206番地5	介護予防居宅療養管理指導	順天堂薬局サンデーズ江津店	江津市嘉久志町 2425-19	平成23年 5 月 1 日
株式会社 愛夢	出雲市大社町杵 築東289	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 あいむ	出雲市大社町杵 築東289	平成23年 4 月 1 日

島根県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田 96番地1	短期入所療養介護	公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田 96番地1	平成23年 4 月 1 日
公立雲南総合病院組合	雲南市大東町飯田 96番地1	介護療養型医療施設	公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田 96番地1	平成23年 4 月 1 日
角 博二郎	出雲市渡橋町920 番地1	介護予防居宅療養管理指導	角医院	出雲市渡橋町920 番地1	平成23年 4 月 1 日
角 博二郎	出雲市渡橋町920 番地1	介護予防訪問看護	角医院	出雲市渡橋町920 番地1	平成23年 4 月 1 日

角 博二郎	出雲市渡橋町920番地1	介護予防訪問リハビリテーション	角医院	出雲市渡橋町920番地1	平成23年4月1日
角 博二郎	出雲市渡橋町920番地1	居宅療養管理指導	角医院	出雲市渡橋町920番地1	平成23年4月1日
角 博二郎	出雲市渡橋町920番地1	訪問看護	角医院	出雲市渡橋町920番地1	平成23年4月1日
角 博二郎	出雲市渡橋町920番地1	訪問リハビリテーション	角医院	出雲市渡橋町920番地1	平成23年4月1日
有限会社くすりのファミリア	出雲市渡橋町986-1	居宅療養管理指導	調剤薬局くすりのファミリア浜田店	浜田市黒川町3733-35	平成23年2月28日
有限会社くすりのファミリア	出雲市渡橋町986-1	介護予防居宅療養管理指導	調剤薬局くすりのファミリア浜田店	浜田市黒川町3733-35	平成23年2月28日
五百川 雅博	松江市宍道町昭和203-3	居宅療養管理指導	昭和歯科医院	松江市宍道町昭和203-3	平成23年3月31日
五百川 雅博	松江市宍道町昭和203-3	介護予防居宅療養管理指導	昭和歯科医院	松江市宍道町昭和203-3	平成23年3月31日
人見 晴正	松江市白潟本町74	居宅療養管理指導	人見歯科医院	松江市白潟本町74	平成23年4月1日
人見 晴正	松江市白潟本町74	介護予防居宅療養管理指導	人見歯科医院	松江市白潟本町74	平成23年4月1日

島根県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
御崎 雅浩	御崎整骨院	柔道整復	簸川郡斐川町大字莊原町2351-7	平成23年4月9日

島根県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
御崎 雅量	御崎整骨院	簸川郡斐川町大字莊原町2351-7	平成23年4月8日

島根県告示第402号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、平成23年9月までにおける施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第121号）は、廃止する。

平成23年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

平成23年9月までにおける施設入所児童等への特別支援事業費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、児童福祉施設等が実施する子ども手当相当額の特別の支援に要する経費を補助し、もって児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲等

(1) 補助事業者の範囲

小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項及び第7項に規定する指定医療機関（以下「施設等」という。）

(2) 事業の対象となる児童

児童福祉法に定める措置等（障害児施設給付の決定を含む。）により施設等に委託され又は入所する児童で、かつ、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第6条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童（以下「対象児童」という。）

(3) 補助対象経費

対象児童に係る物品等の購入に要する経費、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費及び対象児童の貯蓄に要する経費

(4) 交付額

平成23年4月から平成23年9月までの間において、対象児童となる事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に13,000円を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額

島根県告示第403号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成23年5月24日	大田市	大田⑩地区	告示の日から平成25年3月31日まで

公

告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成23年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成23年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成21年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

(1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

(2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。） 13時00分から14時00分まで（隠岐会場を除く。）
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。） 14時00分から16時00分まで（隠岐会場を除く。）

4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
6月22日（水）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月8日（金）	松江市	プラバホール
7月20日（水）	出雲市	出雲市民会館
8月3日（水）	益田市	ジャストホール
8月4日（木）	浜田市	浜田市総合福祉センター
9月2日（金）	安来市	安来市学習訓練センター
10月25日（火）	大田市	あすてらす
11月18日（金）	松江市	プラバホール

5 受講申請

(1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

(3) 申請期限

各講習実施日の10日前

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

6 問合せ先

〒690-8501 松江市殿町1 島根県庁7階
島根県危険物保安協会連合会
電話0852-22-6752

漁 業 調 整 委 員 会 指 示**島根県連合海区漁業調整委員会指示第23-1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数5トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く。）について、次のとおり指示する。

平成23年 5月31日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

1 操業の承認

当該海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者が使用するもの
- (2) 委員会が特に認めたもの

3 制限又は条件

この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業禁止区域

漁 船 規 模	禁 止 区 域
総トン数5トン以上10トン未満	最大高潮時海岸線から3,000メートル以内、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は共同漁業権が設定されている海面（県内に住所を有する者は、共同漁業権が設定されている海面）。ただし、県内に住所を有する者が共同漁業権者の同意を得た場合にあつては、この限りではない。
総トン数10トン以上	最大高潮時海岸線から3海里以内（隠岐郡の地先海面にあつては、2海里以内）

(2) 漁具漁法の制限

隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内では、1月1日から7月31日まで及び12月1日から12月31日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

(3) 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、県外に住所を有する者は要領に定める標旗を表示しなければならない。

4 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、委員会に承認を受けた年の翌年6月30日までに提出しなければならない。

5 承認の取消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成23年 6月 1日から平成26年 5月31日までとする。

正 誤

平成23年 5月10日付け島根県報第2,288号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から 4	標準伐期歳	標準伐期齡

平成23年 5月17日付け島根県報第2,290号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から17	標準伐期歳	標準伐期齡